



議案第三号

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
改正について

次のとおり三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十四年二月十日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十四年貳月拾日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町条例第三号

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を

改正する条例

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十六年三朝町条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一号中「利用し、かつ」を「利用して」に改め、「であるもの」の下に「及び第三号に掲げる職員」を加え、同条第二号中「前号の規定に該当する職員及び」を「自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて」に、「職員を除く」を「もの及び次号に掲げる職員を除く」に改め、同条に次の一号を加える。

三 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関を利用し、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場

合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。）

第十条を次のように改める。

第十条 寒冷地手当は、八月三十一日において在職する職員（町長が定める職員を除く。）に対して支給する。

第十一条中「期末手当は」の下に「、三月一日」を加え、「一月以内」を「一箇月以内」に改める。

第十二条中「、三月一日」を削り、「次の各号に掲げる区分に応ずる」を「基準日以前六箇月以内の」に、「一月以内」を「一箇月以内」に改め、各号を削る。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条及び第十二条の改正規定は、昭和四十四年四月一日から施行する。

2 改正後の三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第四条の二の規定は昭和四十三年五月一日から、改正後の条例第十条の規定は同年八月三十一日から適用する。